

令和2年度

第11回 鹿児島市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日 時：令和2年5月1日（金）

14時30分～15時

場 所：東別館3階 災害対策本部室

議 題

- 1 本市所管施設の取扱等について
- 2 その他

本市所管施設の取扱等について

政府新型コロナウイルス対策本部が、4月16日付で緊急事態措置の対象を全都道府県に拡大（5月6日まで）したこと等を踏まえ、原則、利用休止としている施設の取扱等について、本県に係る新たな緊急事態宣言の内容に応じて、次のとおりとします。

1 本市所管施設の取扱について

- 本県に係る新たな緊急事態宣言の内容が、現行の内容と変わらず期間のみが延長された場合
⇒ 新たな緊急事態宣言の期間に準じて、利用休止期間を延長する。

- 本県に係る新たな緊急事態宣言の内容が、現行の内容から変更があった場合
⇒ 速やかに新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、対応を決定する。

※ なお、上記いずれの取扱にかかわらず、利用休止する施設において実施している電話相談については、引き続き行うこと。
各所管部署においては、市民へのさらなる周知・広報等に努めること。

2 イベント等の取扱について

施設の取扱に準じることとする。